

群馬県いきいきGカンパニー認証マーク使用取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、群馬県いきいきGカンパニー認証制度運営要領（以下「運営要領」という。）第13条第2項により群馬県が付与した群馬県いきいきGカンパニー認証マーク（以下「認証マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において認証マークとは、魅力ある職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を証するものとする。

(認証マークの使用)

第3 ベーシック認証における認証マークは、別紙に定める「認証マーク（ベーシック）」とし、ベーシック認証を受けた事業所は、これを使用することができる。

2 ゴールド認証における認証マークは、別紙に定める「認証マーク（ゴールド）」とし、ゴールド認証を受けた事業所は、これを使用することができる。

(使用基準)

第4 認証マークを付与された事業所は、次の基準に基づき、広く広報物等に認証マークを使用することができる。

- (1) 必ず、画像中のマークと文字を一体として使用する。
- (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。
- (4) 色を変えない。（単色での使用は可）

2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために使用されるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用されるおそれがある場合
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合
- (5) その他、不正な使用が行われるおそれがある場合

(使用料)

第5 認証マークの使用料は無料とする。

(使用期限)

第6 認証マークの使用期限は、いきいきGカンパニー認証期間満了時までとする。

(使用の中止等)

第7 知事は、認証マークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

(認証マークに関する権利)

第8 認証マークに関する一切の権利は、群馬県に帰属する。

(要項の改定)

第9 本要項は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

この要項は、令和2年3月11日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和4年3月末日までに認証された事業所が使用できる改正前の認証マークは、それぞれ認証期限まで引き続き使用することができる。

(別紙) 認証マーク (ベーシック)



認証マーク (ゴールド)



※ 愛称「ささえちゃん」